

第1章 計画策定について

第一 品川区子ども読書活動推進計画について

1 策定の背景

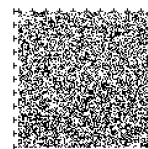
品川区では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年施行）に基づき、平成17年3月に「品川区子ども読書活動推進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、それ以前から行っていた子どもの読書環境を整え、読書機会をつくる取り組みをさらに強化して、子どもの読書活動を推進する事業を継続してきました。

平成27年3月には「品川区長期基本計画」の改定を踏まえた改定、令和2年3月には読書離れが顕著なティーンズ世代に重点を置いた改定を行って、取り組みを続けて参りましたが、はかばかしい結果には結びついていない現状があります。

この間、GIGAスクール構想によって、児童・生徒一人に一台タブレット端末が与えられるなど、子どもたちを取り巻く社会はますます高度情報化の様相を呈し、また、図書館には、発達障害がある子どもや、母語が日本語ではない子どもの読書についての相談が多く寄せられるようになるなどの変化が見られます。

読書バリアフリーの実現は、SDGs（2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」）が掲げる「誰ひとり取り残さない」という理念にも通じ、国が決定した第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても、方針のひとつ「多様な子どもたちの読書機会の確保」として、障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備することが示されています。

このことを踏まえ、すべての子どもたちが対象であることを改めて確認した上で、品川区における子どもの読書実態やニーズを捉え、新しい計画を策定します。



2 計画の目的

**すべての子どもたちが、読書や本の活用等を通じて、
豊かな感性を育み、実り多き人生を送る力を身につける**

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力などを豊かにします。

単なる知識の習得や情報収集にとどまらず、本を通じて新しい世界を発見し、多くの学びや感動を得ることができます。また、他者の視点や異なる価値観に触れる貴重な体験を得ることができます。

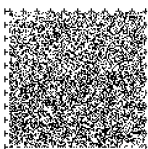
子どもたちが読書を通じて豊かな感性を育むことは、将来の人生において多くの困難を乗り越えていくための基礎を固めていくことにつながります。

本計画では、「すべての子どもたちが、読書や本の活用等を通じて、豊かな感性を育み、実り多き人生を送る力を身につける」ことを目的に掲げます。

また、すべての子どもたちが読書に親しめる環境を享受するためには、読書のバリアフリー化のさらなる推進が重要です。

子どもたちの発達段階に応じた対応にとどまらず、障害のある子ども、外国にルーツがある子ども、時間的・経済的に余裕のない子ども等、配慮を必要とする子どもたちに寄り添い、すべての子どもたちが読書に親しめる環境づくりを進めます。

さらに、子どもと接する保護者や大人たちが、読書活動の大切さをあらためて見直し、図書館・学校・家庭・地域が一体となって読書の機会・きっかけづくりをしていくことで、子どもたちが本に親しめる環境を整える計画とします。



3 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

4 計画の対象

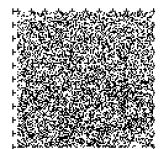
子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年成立）では、子どもを0～18歳と定義しています。

また、第二条では「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と示されています。

本計画では、ティーンズ（中学生段階・高校生段階）への取り組みに重点を置き、さらに大学生段階にもアプローチし、乳幼児期から大学生段階に至るまで切れ目なく読書活動を展開することを目指し、大学生段階までを含めて対象とします。

5 計画の推進主体

本計画の主体は、品川区立図書館が中心となって、家庭、地域、保育園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・大学・児童センター・すまいるスクール・児童相談所等、子ども関連施設、さらには区内で活動する子ども関連団体と連携して推進していくものとします。



第二 子ども読書活動の背景

1 国の動向

(1) (国) 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)

○令和5(2023)年3月、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

○この計画において、地方公共団体は、子どもの読書活動の推進が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めることが求められています。

○また、以下の4つの基本の方針が示されました。

1. 不読率(1か月に本を1冊も読まない子どもの割合)の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生での探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2. 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3. デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への機能的アクセスを可能とするため、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4. 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

(2) (国) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和2年4月)

○令和2年4月、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律49号)

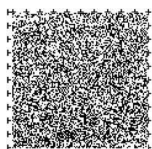
第7条に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。

○基本的な方針として、以下の3方針が掲げられています。

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮



(3) (国) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(令和4年1月)

○令和4年度からの5年間で、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ります。

1. 学校図書館図書の整備

社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、学校図書館図書標準の達成のための新たな図書の整備に加え、計画的な図書の更新を図る。

2. 学校図書館への新聞配備

平成27年6月の公職選挙法等の改正による選挙権年齢の18歳以上への引下げや令和4年度からの民法に規定する成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、発達段階や地域の実情に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備(公立小学校等:1校あたり2紙、公立中学校等:1校あたり3紙、公立高等学校等:1校あたり5紙を目安)を図る。

3. 学校司書の配置

改正学校図書館法における、学校司書配置の努力義務規定を踏まえ、学校司書の各学校図書館への配置の推進を図る。

2 東京都の動向

(1) 「第四次東京都子供読書活動推進計画」(令和3年3月)

○令和3(2021)年3月、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す「第四次東京都子供読書活動推進計画」が策定されました。

○基本方針では、「学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していく」を示しつつ、計画の目指すものとして、以下の4点を示しました。

1. 乳幼児期からの読書習慣の形成
2. 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
3. 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
4. 読書の質の向上

また、主な取組として、発達段階(乳幼児、小・中学生、高校生等、特別な配慮を必要とする子供)に合わせた取組、読書活動推進の基盤づくりを示しました。

